

新型コロナウイルス感染症に対する対応方針

5月14日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、6月1日以降、学校をはじめ公共施設やイベントなどについて、感染症対策を十分にとったうえで下記のとおり対応します。なお、この情報は5月21日現在のものであり、今後の状況によっては変更の可能性があります。最新の情報はホームページなどでご確認ください。

●学校について

6月1日(月)以降、下記のとおり通常登校を再開します。

- ・小学校：1週目は午前のみ、2週目は弁当持参で通常授業、3週目以降は給食実施で通常授業とします。
- ・中学校：1週目は午前と午後の分散授業、2週目以降は弁当持参で通常授業とします。

●幼稚園・こども園・保育園・放課後児童クラブ室について

6月1日(月)以降、通常どおり運営します。

●公共施設の利用について

6月1日(月)以降、貸館使用を再開します。ただし、当面は30人以下での貸館使用(市民ホール・市民体育館を除く)とします。図書館は6月2日(火)以降は貸館利用も含めて通常どおり運営します。ただし、利用する際はマスク着用および短時間の利用をお願いするとともに、学習コーナーは使用停止とします。なお、いずれの公共施設の利用についても、「3密」を避けるなど、これまで同様に感染予防対策の徹底をお願いします。

●市が主催または実行員会などに加わるイベント・集会について

6月1日(月)以降、30人以下の比較的小規模なイベントおよび集会については、下記の基準を満たすことを条件に順次開催することとします。なお、大規模なイベントなどについては当面の間「中止」または「延期」とします。

・小規模イベントの開催基準

- ①適切な感染予防対策を講じること
- ②「3密」の発生が原則想定されないこと
- ③大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話などが原則想定されないこと

●ごみの収集・処理および自己搬入について

ごみの収集・処理についてはこれまでどおり実施します。自己搬入についても、6月1日(月)以降はこれまで通り実施します。

●こんにちは赤ちゃん訪問事業について

6月1日(月)以降、再開します。

コロナうつを予防しましょう

問すこやか生活課 ☎・☎(581)0201 ☎(581)1628

新型コロナウイルス感染症の流行によるさまざまな疲れや不安、ストレスが原因で、「コロナうつ」へとつながる可能性があります。「気持ちが落ち込んでやる気がでない」「いつもより集中できず、イライラする」など、心身の不調を感じたら、一人で抱え込んだりせず、早めに相談しましょう。

《コロナうつ予防の4つのポイント》

- ①生活リズムを整える…同じ時間に起床・就寝し、在宅での仕事や家事などは時間を決めて行いましょう。
- ②毎日一定時間を屋外で過ごす…3密を避けて、屋外や窓際で日光を浴びましょう。
- ③人との交流を図る…電話やビデオ通話などを使って、気持ちを分かち合う機会を持ちましょう。
- ④情報に振り回されない…インターネットやSNS上の不確かな情報をうのみにしないようにしましょう。



相談窓口一覧

新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見をなくしましょう

問人権政策課 ☎・☎(582)1116 ☎(582)0539

新型コロナウイルスに関連して、感染者、対策や治療にあたっている医療機関関係者やその家族、外国から帰国した人などに対して、不当な差別、偏見、いじめなどを行うことは許されません。不確かな情報や事実と異なる情報に惑わされて人権侵害につながることをないよう、正しい情報に基づき、冷静に行動しましょう。

人権侵害を受けた場合などの人権相談については、下記にご相談ください。

【電話による人権相談(全国共通ダイヤル)】

- ①みんなの人権110番(平日午前8時30分～午後5時15分) ☎0570(003)110
- ②子どもの人権110番(平日午前8時30分～午後5時15分) ☎0120(007)110
- ③女性の人権ホットライン(平日午前8時30分～午後5時15分) ☎0570(070)810

【法務省によるインターネット人権相談】 <https://www.jinken.go.jp/>



法務大臣からの
メッセージ
動画



法務省
インターネット
人権相談